

## 第25回 安来市農業委員会議事録

令和4年7月22日 午後2時00分 第25回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

### 1. 出席委員

1番 横山 芳明君	2番 足立 仁行君	3番 永塚 知芳君	4番 北中 宏一君
5番 木戸 芳己君	6番 杉原 建君	7番 武上 隆雄君	8番 仲佐 久子君
9番 北川 正幸君	10番 安松 智君	11番 新田 里恵君	12番 塩見 秀雄君
13番 板金 悟君	14番 渡邊 克実君	16番 岡田 一夫君	17番 吉村 正君
18番 齋藤 哲君	19番 渡辺 和則君		

### 2. 欠席委員

15番 佐々木吉茂君

### 3. 出席事務局

實重 昌宏君 名原 猛君 二岡 美保君

### 4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和4年7月22日 1日
日程第 3	議第106号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第107号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第108号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 6	報第130号 農地法第4条の規定による届出について
日程第 7	報第131号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出について
日程第 8	議第109号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 9	報第132号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 10	議第110号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 11	報第133号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 12	報第134号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第 13	報第135号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 14	報第136号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について
日程第 15	報第137号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について
日程第 16	報第138号 非農地判断の実施について

### 5. 議事

事務局：實重 昌宏君

定刻になりましたので、只今から第25回農業委員会を始めさせていただきますと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。大変申し訳ありません。1箇所議案の訂正があります。18ページの5条申請の申請地区の差替えです。よろしくお願ひします。委員会の開会にあたりまして、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【あいさつ】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について、事務局から報告願ひます。

事務局：實重 昌宏君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第25回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：岡田 一夫君

欠席委員はどなたですか？

事務局：實重 昌宏君

15番 佐々木委員です。

議長：岡田 一夫君

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により17番 吉村委員、18番 齋藤委員を指名いたします。

議長：岡田 一夫君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議長：岡田 一夫君

ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議長：岡田 一夫君

日程第3 議第106号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、屋敷裏側の農地であり昭和43年に転居し、当該農地から離れたことから耕作をしなくなり現在に至ったものです。非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄した土地のうち、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地(人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地)であって、農業用利用を図るための条件整備(基盤整備事業の実施、企業参入のための条件整備等)が計画されていない土地のうち、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について4番 北中委員お願いします。

4番 北中 宏一君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を3班4番 北中委員お願いします。

4番 北中 宏一君

4番 北中です。今月の調査班は3班が報告させていただきます。7月20日、13時30分より伯太庁舎201会議室において、齋藤委員、佐々木委員、新田委員、北川委員、横山委員そして北中と事務局から實重局長、名原係長が出席いたしました。事務局より事前の概要説明を受け、現地に出向きました。非農地証明、1番案件の説明をさせていただきます。事務局から説明のあったとおり、本案件は所有者が昭和43年に岡山に転居し、以降50年以上耕作されていませんでした。現況も一部雑木が茂っており、農地としての利用は難しい状況です。現地調査班といたしましては非農地という事で判断いたしました。審議のほどよろしくをお願いします。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第4 議第107号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて6ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、3件で、すべて「所有権移転」に関する案件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告させていただきます。1番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項各号の規定に関する、全部効率利用要件、農作業従事状況要件、下限面積につきまして、許可基準を満たしています。通作距離 500m農機具は、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン1台、草刈り機3台、乾燥調製もみすり機1台を所有しています。労働力は本人と息子の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、XXXXXXXXXXです。2番は経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離 約10m、住所は伯太町峠之内でしたが、申請前に隣接の住居を取得し転居されています。家畜は、ヤギ140頭、ヒツジ3頭、ポニー1頭、ロバ1頭、ミニブタ10頭、ニワトリ4羽を所有しています。労働力は本人と正規雇用1名の計2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしており

ます。この農地の対価は、■■■■です。3番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関しての要件は満たしています。通作距離約4km農機具は、トラクター2台、コンバイン1台、管理機3台を所有しています。労働力は本人1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番の案件について18番 齋藤委員 お願いします。

18番 齋藤 哲君

18番 齋藤でございます。1番案件について説明をさせていただきます。申請人は農地を29,539㎡所有し、意欲的に営農に取り組んでおります。今回の申請は経営拡大のためで、取得後も同じ利用方法で耕作するため周辺農地への影響はないと考えております。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

2番の案件について11番 新田委員 お願いします。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。2番案件の説明をいたします。譲受人は24,599㎡を耕作しておりますが、■■■■ヤギを飼育しておられる方でして、当初の説明にもありましたように今の場所に住居を買って、その続きの農地を取得するという事でございます。まだ動物はここには来ておりませんが、今、片づけているような状況でございます。農地に牧草ができるような状態になったらヤギ等をこちらの方に移して飼いたいという事でございます。周辺農地に影響を及ぼすことはないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

3番の案件について10番 安松委員 お願いします。

10番 安松 智君

10番 安松です。3番案件について説明させていただきます。申請地は現在、未用地並びに低用地で譲渡人は農地を有効に活用していただける方を探しておりましたが、親戚にあたる譲受人と協議が整い、この度、所有権移転を行うものでございます。譲受人は 中海干拓地を中心にイチゴや露地野菜栽培を行っており、直売所に出荷するなど意欲的に農業に取り組んでおられます。1筆目は、地目は田となっておりますが、周辺も含めて田としての利用は難しく、今後、畑として活用する予定で、2筆目も従来通り畑として耕作することから、周辺農地への影響はないものと考えます。委員の皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

次に、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

12番 塩見 秀雄君  
お願いします。

議長：岡田 一夫君

12番 塩見委員。

12番 塩見 秀雄君

12番 塩見です。県外からの参入という事で、農業従事者であります、安来市としては非常に喜ばしいことと私も思っております。是非とも地域の中とコミュニケーションをとっていただき、軌道に乗るような事業になっていただきたいと思っております。私の方から確認をさせていただきたいと思っておりますが、先ほど事務局及び農業委員さんからも説明がありましたけれども、動物を飼って事業をやるという事になるといろんなリスクが発生すると思っております。その辺は地域の皆さん方といろいろコミュニティをとって、問題が発生したらお互いに解決する方向で協議をしていただきたいと思っておりますけれども、この3条申請について地元の皆さん方の同意がないといけないとかそういう問題ではないとは思いますが、この場所が地域柄、複雑な場所にあるようで、本当に隣接する住民の方の意見が一番大事じゃないかと思っておりますので、その辺を住民の方の理解が得られるような、もちろんこの携わる人も丁寧な説明をしていかないとはいけませんけれども、その辺のことをひとつ事務局サイドからでもよろしいですけれども、行政書士さんを通じてでもお願いしていただき、将来、問題が起きないようにやっていただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

11番 新田 里恵君  
すいません。

議長：岡田 一夫君

11番 新田委員。

11番 新田 里恵君

今、塩見委員さんの方から質問がありましたけれども、昨日、[REDACTED]代表の方と従業員の方といろいろ話し合いをしまして、地元の[REDACTED]自治会長さん等を交えて、まだ町内への挨拶もなかったものですから、いろいろ話し合いをしまして、隣接の[REDACTED]さんの方にも伺いまして、2人を連れて行きまして、話し合いをいたしました。その中でも生き物を飼うという事は、糞尿のおいとかそういう問題が起こらないかという事を心配されておまして、それに対して回答をいろいろ説明されましたけど、今はまだ伯耆町の方にヤギがいるそうできて、まだこっちの方に連れて帰って来られる状況でもないですし、こっちの方に連れて帰って飼える状態になったら、糞尿の方は毎日集めて上の台の茶畑の方に堆肥として持って上がるという説明もございまして、また、周囲も動物が逃げないように柵等管理してもらわないといけないという事も言っておりますので、問題があったらその都度話し合いをしていかないとはいけませんと思っております。現状はそういうような状況までは話し合いはしております。以上です。

議長：岡田 一夫君

塩見委員、よろしいですか。

12番 塩見 秀雄君

はい、ありがとうございます。前向きに進むようお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
他にはございませんか。

事務局：名原 猛君  
事務局からいいですか。

議 長：岡田 一夫君  
事務局からどうぞ。

事務局：名原 猛君  
事務局から報告をさせていただきたいと思います。行政書士の方から届出がございまして、農地法3条2項の第7号のところですね、周辺の地域との関係という事で、迷惑が掛からないようにという事で、こちらからも本人さんに伝えてくださいというふうに言っておりました。以前から新田委員からまだ地元に挨拶がないという事を聞いておりましたので、こういうところに入ってきましたらまず挨拶を地元にするように、そして良好な関係をこれからやっていかないと、農業経営が今後上手くいきませんよということを伝えておいてくださいというようにこちらから指示をしております。隣接の同意書というのは3条には必要ないですけども、周りの農地に影響があってはならないことですので、こういうことを約束するという事で、新田委員とも行きましたが、現状は不耕作地、結構荒れておりました。そこを農地として復元して牧草を植えるという事で、そして周辺の農地や道路に家畜が行かないように柵をして、対策をしっかりとするという事で、そういう約束をして、こちらもそういう条件であれば受けますという事で受け付けております。以上でございます。

議 長：岡田 一夫君  
その他に何かご意見ございませんか。

議 長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君  
次に、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君  
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君  
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君  
日程第5 議第108号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

7ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第30条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8ページに案件の内容、9ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断します。転用目的は、自宅進入路です。申請者は、居住する住宅地への進入路が狭く、普通乗用車や田植え機、トラクター等の出入りが困難であるため、進入路に隣接する自己所有の農地を分筆し、道路の拡幅を計画するものです。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第4条第6項第2号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について17番 吉村委員 お願いします。

17番 吉村 正君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を3班4番 北中委員 お願いします。

4番 北中 宏一君

4番 北中です。農地法第4条の1番案件の説明をさせていただきます。事務局より説明のありましたとおり、自宅への進入路の拡張となります。約1m幅の拡張となり、70cmほど切土し、切土部分にはL型擁壁を設置し、既存の道路と共にコンクリート舗装を行います。雨排水は自然勾配により排水します。土地改良の意見書等必要書類も添付されており、現地調査班といたしましては許可妥当だと考えます。審議のほどよろしくお願いします。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第6 報第130号 農地法第4条の規定による届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

10ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第26条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。11ページに案件の内容、12ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の届出は、2件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は境内地です。2番は、転用目的は墓地です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番と2番の案件について5番 木戸委員お願いします。

5番 木戸 芳己君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第7 報第131号 農地法第4条の規定による2a未満農地転用届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

13ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第29条第1号の規定による2a未満農地の転用における届出書の提出がありましたので報告するものです。14ページに案件の内容、15ページに申請位置の地図を付けておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条による2a未満農地転用の届出は、1件です。1番の転用目的は農業用倉庫です。以上です。

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第8 議第109号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

16ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第57条の4の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。17ページに案件の内容、18ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、農地の区分は、



土地改良法第2条第2項に規定する事業で、土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから、第1種農地と判断します。今回の申請地に関する土地改良事業とは、昭和50年度に完了した「団体営植田神庭ほ場整備事業」のことで、転用目的は、個人住宅で権利の種類は所有権の移転です。譲受人は、現在市内アパートにて妻と子3人の5人家族であり、子供の成長に伴って現在の住まいが手狭になったため、住宅の建築を計画しました。実家での同居も考えましたが、増改築をして同居するだけの広さがなく、実家周辺にて候補地を検討しましたが農地以外の土地がなく、周辺への影響が最も少ないと考えられる申請地をやむを得ず選定しました。これは、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、譲受人の申し出により非公開です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について3番 永塚委員をお願いします。

3番 永塚 知芳君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

次に、現地調査報告を3番4番 北中委員 お願いします。

4番 北中 宏一君

4番 北中です。農地法第5条、1番案件の報告をさせていただきます。事務局から説明がありましたとおり個人住宅の建築となります。申請地は段差があり、それを活かして利用します。西側と南側にブロックを設置し、雨水は東側水路に流します。汚水は合併浄化槽を設置し、東側水路に排水します。土地改良の意見書等必要書類も添付されており、現地調査班としては許可妥当だと考えます。審議のほどよろしくをお願いします。

議長：岡田 一夫君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：岡田 一夫君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第132号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

19ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。20ページに案件の内容、21ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は分譲宅地で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について2番 足立委員をお願いします。

2番 足立 仁行君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第10 議第110号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君

22ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請につきましては、25ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権5件、面積6,823㎡、使用貸借権2件、3,868㎡、全体で7件、総面積が10,691㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課 井上 幸雄君

失礼いたします。農林振興課の井上です。詳細について説明させていただきます。今月の利用集積計画についてですが、1番から4番になります。なお、3番については認定新規就農者、4番については認定農業者の利用集積となります。経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第133号 農用地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。

議長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
27ページをご覧ください。このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。28ページから36ページに農用地利用配分計画の認可の公告の内容をつけていますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地86筆が、このたび、法人に賃借権の設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は令和4年6月8日となっております。以上です。

議長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君  
日程第12 報第134号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
37ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。38ページから40ページに届出内容を載せていますのでご覧ください。今月の届出については、4件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君  
日程第13 報第135号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
41ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。42ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、3件で、農地法による賃貸借の解約1件、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約2件です。以上です。

議長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君  
日程第14 報第136号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について を議題とします。

議長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
43ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり廃土処理の届出書の提出がありましたので報告するものです。44ページに届出内容載せていますのでご覧ください。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は3件です。1番及び2番は、届出者は安来市長 田中武夫、担当部署建設部土木建設課です。事業名は「中谷1号線道路改良事業」で期間は令和4年7月1日から令和7年3月31日までです。終了後は畑として使用されます。3番は、届出者は島根県松江県土整備事務所 所長 森脇 孝、担当部署治山・林道課です。事業名は、「奥地保安林保全緊急対策事業(杉谷) 溪間工事」で、期間は令和4年6月29日から令和4年12月16日までです。終了後は畑として使用されます。以上です。

議長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君  
日程第15 報第137号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出についてを議題とします。

議長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
45ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第53条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。46ページに届出内容載せていますのでご覧ください。今月の届出は1件で、楽天モバイルによる携帯電話無線基地局の設置1件です。以上です。

議長：岡田 一夫君  
この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君  
日程第16 報第138号 非農地判断の実施についてを議題とします。

議長：岡田 一夫君  
事務局の説明を求めます。

事務局：名原 猛君  
47ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。48ページから49ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、山中若しくは山沿いにある農地から200筆を抽出し、令和4年6月29日に農地対策委員会において確認しました。その結果、農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地193筆、面積98,519.25㎡をこのたび、非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。送付は、7月中を予定しています。以上です。

議 長：岡田 一夫君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第25回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時53分)